収支報告書のオンライン提出のご案内

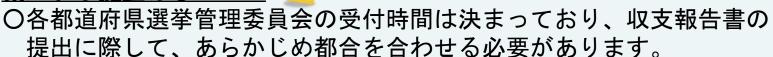


はじめてみませんか? オンラインで提出

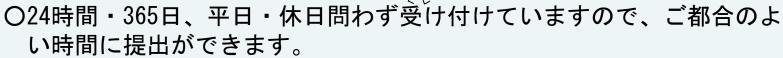
政治資金収支報告書は、政治資金オンラインシステムを利用して、インターネット上で提出ができます。

メリット 1 時間帯にとらわれず収支報告書の提出が可能

紙による提出だと・・・



オンラインによる提出だと・・・



時間の有効活用が可能に!

メリット2 窓口までの移動時間、待ち時間などが不要に



紙による提出だと・・・



- 〇各都道府県選挙管理委員会の窓口までの移動時間が必要になります。
- 〇受付終了までの待ち時間が必要となる場合もあります。 (地本お生者の提出地間にくなる。)
 - (収支報告書の提出期限近くになると、窓口の混雑のため、かなりの待ち時間を要することもあります。)
- 〇収支報告書に不備がある場合、訂正のため、再度窓口に出向く必要が あります。

オンラインによる提出だと・・・



- 〇提出や訂正の際に窓口まで出向く必要がありません。
- 〇待ち時間も必要ありません。

さらなる時間の有効活用が可能に!

メリット3 窓口までの移動に必要な交通費、紙代、印刷代等が不要に



紙による提出だと・・・

- 〇各都道府県選挙管理委員会の窓口までの移動に必要な電車代、バス代、 ガソリン代等が必要になります。
- 〇収支報告書の提出に必要な用紙代や印刷代が必要になります。 (記載事項が膨大な場合や寄附金控除のための書類も併せて提出する場合などでは、提出枚数も膨大なものとなるため、かなりの用紙代や印刷代が必要になります。)
- 〇収支報告書に不備がある場合、訂正のため、再度窓口に出向くための経 費が必要になります。

オンラインによる提出だと・・・



- 〇窓口までの移動に必要な経費はかかりません。
- 〇電子データの提出のため、用紙代等はかかりません。
 - (※) 領収書の写しなど別途郵送での提出が必要となる書類があります。

経費の削減ができ、しかもエコ!

オンラインによる提出のためには・・・・



ステップ1 オンラインシステムの利用申請

- ○政治資金オンラインシステムのご利用に際し、まず、システムの利用申請をしていただく必要があります。
- 〇申請方法には、①電子申請による方法、②書面による方法の2つの方法があります。



① 電子申請による方法

ア 電子証明書等の準備

政治団体の代表者又は会計責任者の方が、市 区町村の窓口において、住民基本台帳カードと 公的個人認証サービスによる電子証明書を取得 します。

イ PC環境の整備

利用申請に必要なパソコンとICカードリーダライターを準備します。(インターネットに接続できる環境が必要です。)

ウ オンラインシステムのホームページ (HP) 上 から利用申請を実施

オンラインシステムのHPの利用申請画面に必要事項を入力し、利用申請を行います。

2 書面による方法

○<u>総務省又は都道府県選挙管理委員会への利用申</u> 請書の提出

政治団体の代表者・会計責任者の方が、総務 省又は都道府県選挙管理委員会に対して、窓口 に直接又は郵送により、利用申請書を提出しま す。

- ※提出先は、主たる事務所の所在地の都道府県 選挙管理委員会(総務省届出団体の場合は総 務省)となります。
- ※利用者の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。
- ※代理人による申請も可能です。 (利用者本人の委任状等が必要です。)

ステップ2 初回ログイン用URLの送信とパスワードの郵送



心 伤 目

〇ステップ1の利用申請に基づいて、初回ログイン用のURLが登録されたメール アドレスに送信されるとともに、ログイン用パスワードが利用者の住所に別途郵 送されます。





(電子申請による方法・書面による方法共通)

- 〇利用申請の際に登録していただくメールアドレスは、システムのユーザIDとして使用します。
- 〇メールアドレスに送信された初回ログイン用URLから、ユーザID(メールアドレスと兼用)と別途郵送されるパスワードを入力し、オンラインシステムにログインします。

ステップ3 オンラインシステムによる収支報告書の提出

- 〇政治資金オンラインシステムにより収支報告書を提出します。
- ※オンラインシステムによる収支報告書の提出に際しては、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」又は「収支報告書作成ソフト(単独用)」により作成された電子データをそのままシステム上で提出することになります。
- ☆収支報告書のオンライン提出の方法は、別紙「政治資金収支報告書のオン ライン提出方法」をご参照ください。

○その他特に知っておいていただきたいこと



| 総 務 省

- ・オンラインシステムの利用申請は、政治団体の届出先の総務省又は都 道府県選挙管理委員会に対する<u>利用申請書と本人確認書類の郵送によ</u> り行うことができます。
- ・国会議員関係政治団体は、政治資金規正法第19条の15の規定により、 収支報告書の提出をオンラインにより行うよう努めることとされてい ます。
- ・政治資金オンラインシステムでは、収支報告書の提出の他に、政治団体設立届等各種届出もオンライン上で行うことができます。
- 利用者区分(代表者/会計責任者)によって、ご利用が可能な手続きが異なります。

くわしくは、政治資金オンラインシステムホームページをご覧ください。

(https://kyoudou.soumu.go.jp/)

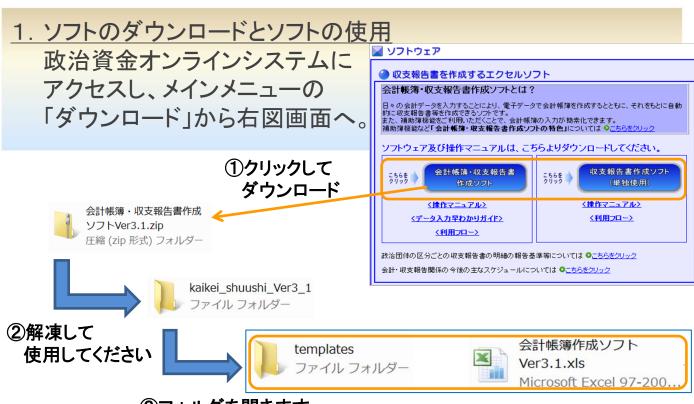
ご利用時間、パソコン環境、収支報告書作成ソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、政治資金オンラインシステムに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

政治資金 オンライン

検索

政治資金収支報告書のオンライン提出方法

政治資金収支報告書をオンライン提出していただくためには、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」又は「収支報告書作成ソフト (単独使用)」を政治資金オンラインシステムのサイトから<u>ダウ</u>ンロードして収支報告書データを作成する必要があります。



③フォルダを開きます

④フォルダから出さずに使用してください

以下の点に注意してください!

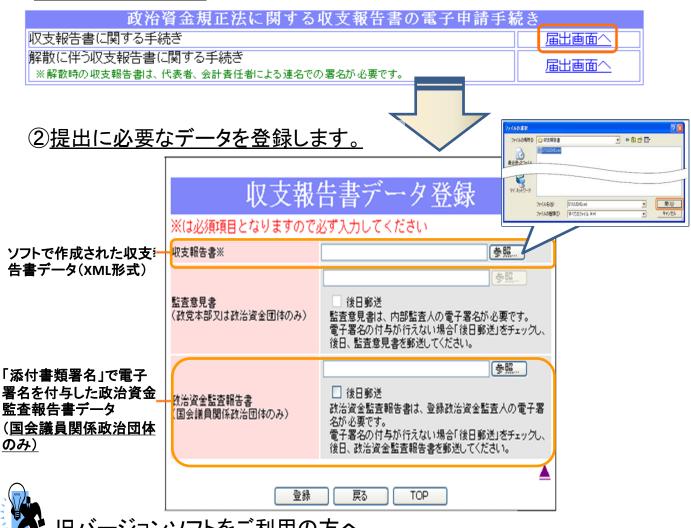
- ・会計帳簿・収支報告書作成ソフトは圧縮フォルダ内(zip形式)では使用できませんので解凍して使用してください。(解凍は、右クリックメニューから「すべて展開」を選んでください)
- ・会計帳簿作成ソフトは、templatesフォルダと同一フォルダに必ず格納してください。
- ・会計帳簿作成ソフトから自動作成した収支報告書作成ソフトも同じフォル ダへ入れてください。

2. オンライン提出

会計責任者の方は、政治資金オンラインシステムメインメニュー 「ログイン」からログインしてください。

収支報告書に関する手続きの「届出画面へ」をクリックし、収支報 告書データ登録からデータを登録してください。

- ※収支報告書以外にも、政治団体の設立届、異動届等の各種届出もオンライン申請 が可能です。
- ①トップメニューから「収支報告書に関する手続き」の「届出画面へ」をク リックしてください。



旧バージョンソフトをご利用の方へ

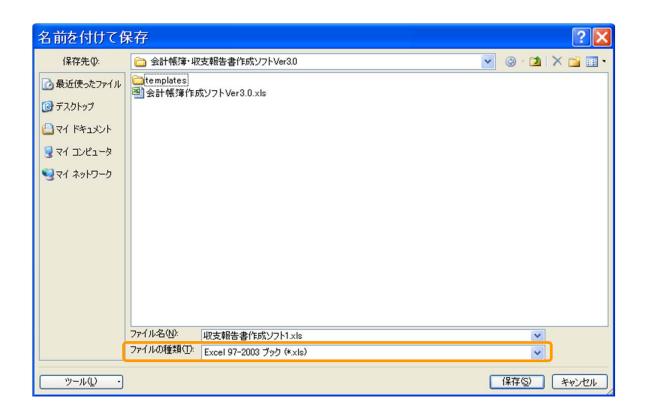
旧バージョンソフト(Ver3.0以前)もオンライン提出に対応していますので、そのまま データ登録して提出可能です。

また、旧バージョンソフトのデータをVer3.1に取り込むことも可能です。(詳細は「操作 マニュアル」を参照ください。)

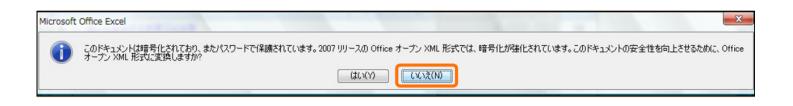


会計帳簿・収支報告書作成ソフトをExcel2007でお使いいただく際の注意

会計帳簿作成ソフトから自動作成した収支報告書作成ソフトや会計帳簿作成ソフト本体などのExcelファイルを保存する際には、Excel 97-2003ブック形式を選択して保存してください。(それ以外の形式ではマクロが正常に動作しなくなりますのでご注意ください)



また、上書き保存をする際に下図のようなメッセージが表示された場合は、 <u>必ず「いいえ」をクリック</u>し、Office オープンXML形式に変換しないようにして ください。(「はい」とすると正常に動作しなくなります)



政治資金オンラインシステムについてのお問い合わせ先

政治資金オンラインシステムについてご不明な点は、下記連絡先までお問い合わせください。

利用方法に関すること

政治資金オンラインシステムの操作やソフトの使い方などは、こちらまでお問い合わせください。

電話番号: 03-5638-5945

メール : seijishikinhelpdesk @ fsisb.jp

※@を半角にしてください

受付時間 : 1月 ~ 5月 9時 ~ 24時(毎日)

6月~12月 9時~17時(土日祝日除く)

ユーザID・パスワードに関すること

ログインの際に使用するIDとパスワードに関することは、こちらまでお問い合わせください。

電話番号 : 03-5638-5946

メール : seijishikinhelpdesk@fsisb.jp

※@を半角にしてください

受付時間 : 1月 ~ 5月 9時 ~ 24時(土日祝日除く)

6月~ 12月 9時~ 17時(土日祝日除く)

システム・ソフトの不具合に関すること

電話番号 : 03-5638-5949

メール : seijishikinhelpdesk@fsisb.jp

※@を半角にしてください

受付時間 : 1月 ~ 5月 9時 ~ 24時(毎日)

6月~12月 9時~17時(土日祝日除く)